

環境目標2

豊かな自然と人がともに生きるまち

現状と課題

みどりの保全

県営公園の権現堂公園や久喜菖蒲公園、久喜市総合運動公園や弦代公園などをはじめとする身近なみどりは、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質（QOL）の向上にも貢献しています。

しかしながら、近年は都市化が進む中で、自然空間が失われつつあります。

そのため、樹林地や水辺の改変、遊休農地の増加を最小限にとどめるとともに、みどりの保全や創出を支援する制度の活用、コミュニティ活動や健康づくりの場としてのみどりの活用など、本多静六博士の公園整備や緑地保全に対する理念を継承し、市民がみどりとふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していく必要があります。

生物多様性の保全と理解の促進

本市には、利根川、中川、青毛堀川、元荒川などの河川のほか、葛西用水や見沼代用水などの用水路、池沼や湿地などの水辺、歴史的象徴の社寺林や屋敷林、市街地周辺の田園などの多様な環境要素が存在するため、多種多様な動植物が生息・生育し、生物多様性が豊かな地域となっています。

動植物では、ヒメシロアサザ、デンジソウ、キクモ、ミズオオバコ、オオタカなどが確認されていますが、生育・生息場所が減少しています。

近い将来絶滅が危ぶまれている生きものもあり、市内の生物多様性の保全に向けて、生態系ネットワークの維持・形成、在来の生きものの保全やアライグマやオオキンケイギク、アメリカオニアザミなどに対する外来生物対策を進めていく必要があります。

また、私たちの暮らしは多様な生きものが関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

健全な水循環の確保

本市は、河川や用水路等の水系に恵まれたまちですが、昨今、河川水質の環境基準の超過がみられます。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、湧水の保全や流域市町と連携しながら健全な水循環の確保に努めていく必要があります。

施策展開の方針

樹林や水辺、農地などは、空気浄化や水源かん養の機能を有するほか、動植物の生息・生育空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

これらの大切な自然を次世代へと引き継いで「豊かな自然と人がともに生きるまち」を実現するために、本多静六博士の緑地保全に対する理念を継承するとともに、緑地や水辺の改変、遊休農地の増加を最小限にとどめ、池沼や湿地、公園、屋敷林などの「拠点」、河川や水路、道路などの「ネットワーク」、そして、水と緑の特性に応じた「ゾーン」を組み合わせ、有機的な水と緑のネットワーク形成を図ります。

また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していくほか、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値	目標値
	令和3 (2021) 年度	令和14 (2032) 年度
都市公園の整備（供用）面積	644,323 m ²	758,213 m ²
市民一人当たりの都市公園面積	8.00 m ²	8.75 m ²
自然環境保全地区の指定数（累計）	6 カ 所	6 カ 所
環境保全型農業推進事業実施面積	991.4 a	1,350 a

2032（令和14）年の将来イメージ

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、河川や用排水路、池沼、湿地などの水辺、農地、屋敷林、河畔砂丘などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養(かんよう)されています。

まちなかでは、本多静六博士の理念を具現化した公園の整備や住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

環境目標達成のために市が行うこと

個別目標（5） 生物多様性の保全

12) 動植物の生息・生育環境の保全

- ・市内の動植物の実態を定期的に把握
- ・生きものの生息地（ハビタット）となっている既存の緑や水辺を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑や水辺の創出・管理を促進
- ・環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全の重要性を市民・事業者へ周知・啓発

13) 動植物とふれあえる空間の創造

- ・緑や水辺の適切な維持管理の実施
- ・自然観察イベントなど、動植物とふれあえる機会と場の提供

14) 外来種対策の推進

- ・「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系や生活環境等への被害防止を推進

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	「指定希少野生生物種」の生息・生育調査を定期的実施するとともに、指定を継続し、保護を呼びかけます。	環境課
②	自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、市内のボランティアやNPO法人等と協働して、動植物の実態把握に努めます。	農業振興課 道路河川課 公園緑地課
③	自然環境保全地区の維持に努めます。	

施策		主な担当部署
④	希少動植物の生息・生育状況の情報収集に努め、土地所有者などの理解・協力を得ながら適切な保全策を講じます。	環境課 農業振興課 道路河川課 公園緑地課
⑤	「ふゆみず田んぼ」を実験的に実施し、コウノトリの採餌環境づくりに努めます。	
⑥	「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。	
⑦	自然観察池や親水型の散策場所、遊歩道を整備し、自然体験型の環境学習の場を提供します。	
⑧	自然観察イベント等の開催を図ります。	
⑨	生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。	

個別目標 (6) みどり・水辺の保全

15) 緑地の保全、創出、活用

- ・樹林地や屋敷林を、重要な緑の拠点として各種の指定制度により保全するとともに、地域の市民や団体の協力を得て、適切な維持管理の取組を推進
- ・作物の生産や良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間といった多面的な役割を担う農地の保全

16) 水辺の保全、整備、活用

- ・市内河川や池沼、湿地などの身近な水辺の維持管理を推進
- ・水辺を利用したイベントや河川清掃活動等の実施

17) 公園の整備、活用

- ・公園やビオトープ等の整備の推進
- ・公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化指導を推進し、市内のみどりを保全・創出
- ・市民による緑化活動を支援

18) 水循環の保全

- ・流域市町村と連携して、雨水の貯留やかん養能力を持つ農地・緑地などの保全による健全な水循環の維持や下水道施設の維持管理を推進
- ・公共用水域及び地下水における水質保全を図り、良好な水環境を保全

個別目標達成に向けた施策

施策	担当部署
① 「久喜市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全、緑化の推進、生物多様性の確保、水と緑のネットワーク形成などに関する各施策を総合的、計画的に実施します。	環境課 農業振興課 道路建設課 道路河川課 都市計画課 公園緑地課 下水道施設課
② 自然環境保全地区の維持に努めます。(再掲)	
③ 屋敷林や社寺林、公園・緑地、水田・畑などを保全し、河川敷や道路沿いの緑化の推進により「水と緑のネットワーク」を形成します。	
④ 公園や広場、保存樹木・保存樹林について、地域住民や団体、事業者と連携し、適切な維持管理を図ります。	
⑤ 地域住民や団体、事業者による公共施設や道路の緑化活動を支援します。	
⑥ 農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。	
⑦ 環境保全型農業の推進を図ります。	
⑧ 荒廃農地の増加を抑制するため、農地中間管理事業を中心とした農地の利用集積、補助金などを活用した荒廃農地の発生防止や再生・利用などを推進します。	
⑨ 市民や環境保全団体などと連携して、市民参加による河川や水路などの水辺の維持管理を推進し、水資源や水循環への関心を深めます。	
⑩ 水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視を行います。	
⑪ 下水道施設の維持管理を推進します。	
⑫ 雨水貯留施設の設置促進、排水施設の整備や適切な管理を行うなど、雨水の流出抑制対策を推進します。	

日本の公園の父 本多静六博士

●誰もが自由に利用できる緑の屋外空間＝公園を普及

日本の公園制度は1873（明治6）年の太政官布達に遡りますが、それまでは誰もが自由に利用できる緑の屋外空間という概念（パブリックなオープンスペース＝公園）自体がありませんでした。

当時の公園整備は、上野公園・芝公園など寺社境内の公園化が中心であったため、のちに本多博士の代表的な公園設計となる日比谷公園は、日本で一から新しく公園を造る初めての試みとなりました。当時の日本には公園の専門家がおらず、なかなか計画が進みませんでした。最終的に本多博士がドイツ留学の経験を生かして計画を作り、1903（明治36）年に日本初の近代的な洋風公園である日比谷公園が誕生しました。

本多博士は、その後、明治・大正・昭和と約35年間にわたって大宮公園をはじめとする全国各地の公園の設計・改造設計に携わったことから「日本の公園の父」と呼ばれるようになりました。本多博士の功績は、優れた造園デザインによる公園を残しただけでなく、日本にはなかった公園という概念を全国に普及、定着させたことにあります。

現在、公園は私たちの身近な暮らしに潤いをもたらす空間として、なくてはならないものになっていますが、その礎を築いたのが本多博士なのです。



日比谷公園
（首かけイチヨウ）

●世代を超えた森づくり・人の輪づくり

本多博士は、日本最初の林学博士として近代林学の基礎を築くとともに、明治神宮の森や東京都水源林などの森林の造成を行っています。

特に明治神宮の森は、人為的なデザインが施された植栽空間ではなく、世紀を超えたその先の森の姿を想定し、人の手をほとんどかけず、自然の力によって世代交代を繰り返し、永続する「天然更新の森」を目指して設計されたものです。

明治神宮は、全国からの十万本にもおよぶ献木を植栽したことで知られていますが、その中には本多博士の生誕地である久喜市菖蒲町河原井から献木されたクスノキもあり、今でもその雄姿を望むことができます。



明治神宮

その後、ほぼ100年経った現在、本多博士を中心とする当時のスタッフが森の未来予想図で思い描いていた150年後の安定した森林の状態になっており、地域本来の常緑広葉樹林となりつつあります。

埼玉県では、このような造林学の視点を取り入れた成長・変遷する森づくりの考え方を取り入れ、「彩の国みどりの基金」を活用して森林の少ない地域に県民参加で新たに森林を創出する「本多静六博士の森づくり」事業を進めています。市内では、本多静六博士の森が菖蒲地区と栗橋地区の2か所に整備され、地域住民による森林の保全・育成活動が継続的に行われています。



本多静六博士の森（菖蒲南部産業団地 三崎の森公園内）

本多静六博士と歩む久喜市



本多静六博士の自然や樹木を大切にすることを通して人々の暮らしを豊かにするという考え方は、今もなお久喜市の人々に受け継がれています。

◀ 本多静六

本多静六博士は、1866（慶応2）年7月に現在の久喜市菖蒲町河原井に生まれました。1899（明治32）年に日本で最初の林学博士の学位を取得し、日本の造林学、造園学の基礎を築きました。



学校教育

久喜市内の小学生は地域学習副読本『わたしたちの久喜市』で、「日本の公園の父」として本多静六博士について学んでいます。



本多静六記念館

本多静六記念館は、博士の没60年記念事業として2013（平成25）年4月に開館しました。博士直筆の資料や遺品をはじめ、日比谷公園の模型、博士が手がけた全国各地の公園や観光振興策に携わった日本各地のポスターが掲示されています。



（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園

「（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園」は、博士の理念を踏まえて、緑豊かで市民の憩いの場となるような公園を目指して整備を進めています。隣接する新たなごみ処理施設・余熱利用施設と併せて2027（令和9）年4月に供用開始となる予定です。



本多静六博士を顕彰する会

「本多静六博士を顕彰する会」は、博士の功績を顕彰する組織として、没後40年にあたる1992（平成4）年5月に「本多静六博士を記念する会」として発足しました。2007（平成19）年5月に現在の名称に改められ、「本多静六通信」の発行を中心に顕彰事業に取り組んでいます。



本多静六通信

環境目標達成のために市民が行うこと

- 1 樹林地や水辺空間、公園の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加します。
- 2 市や地域の緑化活動に進んで協力、参加します。
- 3 自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加します。
- 4 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 5 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めます。

環境目標達成のために事業者が行うこと

- 1 市民や市が実施する自然観察イベントや美化活動に積極的に協力・参加します。
- 2 市や地域で行う緑化運動に協力します。
- 3 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 4 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めます。
- 5 敷地内や屋上などの緑化に努めます。

環境目標3

資源循環に配慮した暮らしを育むまち

現状と課題

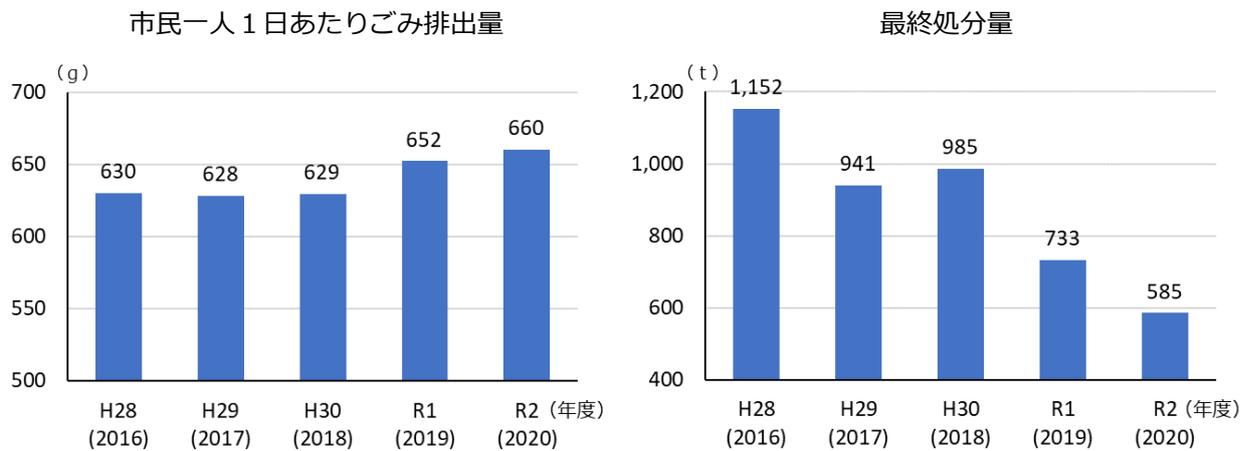
5Rの取組の継続的な推進

本市では、広報による啓発など、ごみの減量化・資源化に向けた5Rを推進しています。

本市のごみ排出量は、2013（平成25）年度では一人1日当たり675g（家庭系ごみ+家庭系資源）であったのに対し、2020（令和2）年度には660gまで減少しています。近年は感染症等の影響と考えられる増加傾向となっていますが、長期的にみまると、ごみの減量化や分別等に関して周知を図ったことにより、ごみ排出量は減少傾向にあります。

生活様式や経済状況等の変化を見据え、より一層のごみの減量化や、効果的な資源化の推進、ごみの発生抑制に向けた取組みが必要です

市民一人1日あたりのごみ排出量・最終処分量



資料：埼玉県環境部資源循環推進課資料

食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、2019（令和元）年で約570万t発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約420万t（2020（令和2）年）を大きく上回る量です。これは、日本人一人当たりで換算すると、お茶碗約1杯分（約124g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、2019（令和元）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけています。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取組を強化していく必要があります。

久喜市の食品ロス削減の取組

●「てまえどり」の啓発

「てまえどり」とは、商品棚の手前にある商品を選ぶことです。賞味期限が近づいている商品を積極的に選ぶことで、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどでの売れ残りや返品の削減につながります。

久喜市では、オリジナル「てまえどり POP」を作成し、市内事業者の協力を得ながら「てまえどり」の習慣化を目指しています。



●フードドライブ・フードポストの活動

フードドライブ・フードポストとは、事業所などで包装の破損や過剰在庫などの理由により通常の販売が困難な食品、家庭などで食わずに余っているレトルト食品、缶詰や菓子類などの食品を引き取り、必要としている施設や団体、生活困窮者へ無償で提供することです。

久喜市では、市内の公共施設や郵便局に、食品の寄付を受け付けする「フードポスト」を2021（令和3）年10月から設置しています。寄付いただいた食品は、市内の「子ども食堂」や「フードパントリー」等の活動団体を通じてひとり親家庭等の支援を必要としている方にお届けしています。

また、市内の高校生が子ども食堂やフードポストの活動に参加するなど、行動の輪が広がりつつあります。



●「広報くき」（令和3年12月号）



「広報くき」（令和3年12月号）では、世界的な社会問題であり、SDGsの解決すべき課題でもある「食品ロス」をテーマとして特集しています。

「ロス発生を減らす」「余った食材を活かす」の2つの切り口から、食品ロス問題とその解決に向けた取り組みを掘り下げました。

食品ロスに対して個人ができること、食糧支援や子ども食堂などを運営している市内団体の取り組みや活動に対する想い、市内高校の生徒による自発的な取り組み等を紹介した記事が高く評価され、令和4年全国広報コンクールで読売新聞社賞を受賞しています。

プラスチックごみの削減

私たちの生活のあらゆる場面で利用されているプラスチックですが、まちなかにポイ捨てされたプラスチックの多くが、雨や風で河川に流れ込み、海へ流れ着きます。

海洋には、合計で1億5,000万tのプラスチックごみが存在すると推定され、さらに毎年800万t以上のプラスチックがごみとして海洋に流れ込んでいます。これらのプラスチックは自然界の中で、半永久的に完全に分解されることなく存在し続けることから、既に海の生態系に甚大な影響を与えているなど世界的な問題となっています。

本市においても、使い捨てが中心のプラスチック等の使用削減やポイ捨て・不法投棄対策などの取組の強化が必要となっています。

使い捨てプラスチックの使用削減

使い捨てプラスチックの使用規制や削減は、欧州のシングルユース・プラスチック規制をはじめ各国に広がっており、世界全体としてプラスチックごみ問題に取り組むうえで、欠かせない対策となっています。

日本では、プラスチック製品の設計から排出・分別・回収に至るまで、プラスチックのライフサイクル全般に関わる措置が規定された「プラスチック資源循環法」が2022（令和4）年4月1日より施行されています。このうち使い捨てプラスチックについては、2030（令和12）年までに、これまでの努力も含め累積で25%排出抑制することを目指しており、特定プラスチック使用製品として12品目が削減対策の義務化対象となっています。

使い捨てプラスチックの使用削減に向けて、市民は特定プラスチック使用製品を必要としない場合は提供を辞退する、繰り返し使用できる製品を活用する、事業者は特定プラスチック使用製品を有償で提供する、使用の意思を確認するなど、これまでの5Rの取組みをさらに推し進めていく必要があります。

削減義務の特定プラスチック使用製品 12 品目

業種	コンビニ、スーパーなど	ホテルなど	クリーニング店など
製品	フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー	ヘアブラシ、くし、カミソリ、歯ブラシ、シャワーキャップ、	ハンガー、衣類用カバー
削減対策	有料化、辞退者へのポイント付与、代替素材への転換、必要かどうかの意思確認、軽量化など		

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

従来の5Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

国・県の動向を注視しながら民間活力を活用し、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑止等を目指していく必要があります。

施策展開の方針

ごみ（廃棄物）を減らすためには、まず、余計なものは買わない、使わない、貰わないこと（発生回避：リフューズ）とごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）、修理（リペア）を推進することが必要です。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことが可能です。

ごみの総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は減少傾向にありますが、引き続き、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）、修理（リペア）の5Rを推進し、市民・事業者への普及啓発活動を実施していきます。

また、分別排出の徹底による資源化の促進、収集運搬作業の効率化など、ごみ処理体制を充実していきます。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値	目標値
	令和3（2021）年度	令和14（2032）年度
市民一人1日当たりのごみの排出量	660g (令和2年度)	595g
最終処分量	585t (令和2年度)	617t

2032（令和14）年の将来イメージ

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民一人が1日当たり排出するごみの量が少ないまちになっています。

また、循環経済への移行が進み、ごみとして捨てるものでも資源として再利用する仕組みが整っています。

環境目標達成のために市が行うこと

個別目標（7） 5Rの推進

19) ごみの発生抑制に向けた普及、啓発

- ・ 広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、発生回避、発生抑制、再使用、再利用によるごみの減量化・資源化のための情報を提供
- ・ 地域団体と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけ
- ・ 使い捨てプラスチックの使用削減や食品ロスを抑制する取組など、ごみの減量化に対して効果のある諸制度について、幅広く情報を収集し、必要に応じて導入を検討

20) 資源化推進のための仕組みづくり

- ・ 不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくり
- ・ 資源物の集積所回収をはじめ、市民団体等による集団回収活動への支援などの資源物回収事業を実施
- ・ 事業所に対して、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発及び指導を実施

21) 循環経済への転換に向けた普及、啓発

- ・ 市民に対するエシカル消費行動の呼びかけ、事業所に対する環境配慮型商品・製品の設計・製造・販売の呼びかけを実施

個別目標達成に向けた施策

施策	主な担当部署
① ごみの減量化のため、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の更なる推進に主眼を置きながら、再生利用（リサイクル）、修理（リペア）を含む5Rを推進します。	資源循環推進課 久喜宮代衛生組合
② 買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに簡易包装による購入やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。	
③ 事業者とともに、使い捨てプラスチックの使用の抑制を市民に呼びかけます。	
④ 家庭や飲食店等に対し、食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。	
⑤ 地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。	
⑥ 空き缶、空びん、ペットボトル等の回収、資源化及び再生利用を推進します。	
⑦ 庁内から排出されるごみの分別収集や機密文書の溶解処理（セキュリティリサイクル）などリサイクルを推進します。	
⑧ 公共施設において、使用済インクカートリッジの回収を行い、リサイクルを啓発します。	
⑨ 市民に対する環境に配慮した消費行動や、事業所に対する環境配慮型製品の設計・製造・販売を呼びかけていきます。	

個別目標（8） 適正な処理の推進

22) 分別排出、収集の徹底

- ・ごみの分け方、出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者提供し、分別排出の徹底を促進
- ・生ごみの水切りの徹底について市民に呼びかけ

23) 安定的で効率的なごみ処理体制の推進

- ・高齢者世帯の増加など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全に配慮した収集・運搬を推進

個別目標達成に向けた施策

施策		主な担当部署
①	ごみの出し方（分別収集、収集日時、各集積所の管理）の周知を図るため、普及啓発活動を行います。	資源循環推進課 久喜宮代衛生組合
②	生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機・容器が普及するよう支援します。	
③	ごみの分別品目について、法令やリサイクル技術の動向や、市民意識などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。	
④	収集運搬方法の効率化や、ごみ出し困難を伴う市民への対応など、より良い収集方法について検討します。	

環境目標達成のために市民が行うこと

- 1 すぐにごみになるもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 2 ごみ出しルールに基づいて、正しく分別して出すことを徹底します。
- 3 家庭や飲食店では、食べ残しが発生しないようにします。
- 4 生ごみを出す場合は、水分を良く切り、ごみを減量します。
- 5 マイバッグやマイボトルを持参し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。

環境目標達成のために事業者が行うこと

- 1 資源化できるごみの分別を徹底し、リサイクルします。
- 2 リサイクルBOXの設置に努めます。
- 3 ばら売りや量り売りを増やします。
- 4 商品の過剰包装は控えます。
- 5 使い捨てプラスチックの提供は控えます。
- 6 飲食店では、食べ残しが発生しないよう利用者に呼びかけます。
- 7 フードバンク事業に協力します。
- 8 環境配慮した製品の設計・製造・販売に努めます。

ごみ分別アプリ（げんりょうくんナビ）を活用しよう！

●ごみ分別アプリとは？

「このごみは燃えるごみ？それとも燃えないごみ？」、「このごみを出すときの注意点は何か？」、「ごみを出し忘れてしまった！」このような経験はありませんか？

ごみ分別アプリでは、資源・ごみの分別や地域別の回収・収集日の検索機能、また出し忘れを防止するアラート機能等、資源やごみに関する様々な情報を手軽に確認することができます。

スマートフォンやタブレット端末をお持ちの方は無料でダウンロードできますのでぜひご利用ください。

●ごみ分別アプリの主な機能

- ◆ごみ分別辞典：ごみの分別や出し方を調べることができます。
- ◆ごみの出し方：ごみや資源の出し方や出す際の注意点を確認できます。
- ◆カレンダー：収集日を週ごと、月ごとに確認することができます。
- ◆アラート設定：収集日を前日や当日の指定した時間にお知らせします。
- ◆よくある質問：Q&A形式でよくお問い合わせいただく質問を確認できます。
- ◆粗大ごみ処理券取扱店 MAP：粗大ごみ処理券取扱店の位置を地図で確認できます。



iPhoneをご利用の方



Androidをご利用の方



環境目標4

健康で安全・安心・快適に暮らせるまち

現状と課題

良好な生活環境の維持

本市では、大気、水質、騒音及び振動について、監視を定期的に行っています。

大気、騒音及び振動については、概ね環境基準を達成し、良好な状態が維持されていますが、水質については環境基準の超過がみられます。

引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や事業者の自主的な環境配慮への取組の促進を行い、安全・安心に暮らせる良好な生活環境を保全していく必要があります。

環境美化、地域での生活環境問題への対応

本市では、「久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」に基づき、空き缶、たばこの吸い殻などごみのポイ捨て、犬のふんの放置の禁止などにより、美しいまちづくりを推進しています。

引き続き、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取組や環境美化活動を実施する必要があります。

また、ペットの飼育に関わる問題や生活騒音など、その予防や早期解決を図るための取組が必要となっています。

気候変動に対する適応策の推進

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について取組を進めており、今後は、気候変動の影響に備える「適応策」への対応も必要となります。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大、農作物への影響等も想定されています。そのため、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

持続可能でレジリエント[※]なまちづくり

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害などから市民の命と安全・安心な生活を守るため、国や県と連携しながら気候変動への適応策の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能でレジリエントなまちづくり[※]を推進していく必要があります。

※ レジリエントとは弾力や柔軟性があるさまを意味し、自然災害などにより都市機能が壊れない強さ（強靭さ）ではなく、都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（強靭さ）を持った「まち」のことをいう。

施策展開の方針

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等からの届出の審査、指導、立ち入り検査を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

また、魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の向上、廃棄物の不法投棄の発生抑止や、景観法等に基づく良好な景観づくりの取組を実施していきます。

さらに、気候変動がもたらす風水害をはじめとして、都市において想定されるさまざまな災害に対応するため、環境面から強靱なまちづくりの取組みを推進していきます。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 令和3（2021）年度	目標値 令和14（2032）年度
大気環境基準達成率	83.3%	83.3%
河川環境基準達成率	78.0%	88.1%
まちなみの美しさに対する市民の満足度（満足+やや満足）	16.9%	20.0%

2032（令和14）年の将来イメージ

大気や河川、騒音、放射線などに対する調査・監視・指導の継続により、環境基準を達成し、都市・生活型公害への苦情が減っています。

ポイ捨てや不法投棄によるごみが少なくなり、美しいまちが維持され、人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。

また、国や県と連携し、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や土砂災害の防止対策の強化が図られ、災害に強く安全・安心に暮らせるまちになっています。

環境目標達成のために市が行うこと

個別目標（9） 公害防止対策の推進

24) 公害防止対策の推進

- ・法令等に基づく事業所・工場等への指導、立ち入り検査の実施など、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施

25) 監視、測定の実施

- ・大気、水質、騒音・振動、放射線量など、市内の環境状態の監視・測定を実施

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	生活環境を保全するため、事業所や工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境課 交通企画課 道路建設課
②	大型車が通る道路では、自動車交通騒音等を緩和する高機能舗装による整備等、道路環境の改善を進めます。	
③	生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、安全対策の見直しや交通規制の実施の検討、幹線道路（都市計画道路）の整備を進めます。	
④	大気中への石綿の飛散を防止するため、建築物の解体現場などにおける飛散防止対策について県と連携を図ります。	
⑤	大気、水質、騒音・振動などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	

個別目標 (10)

安全・安心な生活環境の保全

26) 環境美化の推進

- ・環境美化に対する市民・事業者のモラルの向上を促進
- ・まちの美化の取組として、「ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動」等を地域との協働で実施

27) まちなみ景観の向上

- ・景観法に基づく、景観形成の取組を実施
- ・地域の特色を活かした久喜らしい景観づくりを推進

28) 災害に強いまちづくりの推進

- ・関係機関と連携しながら、風水害等に備えたハード整備や施設・設備の点検・維持管理を推進
- ・災害時に災害対策本部として機能を担う庁舎や避難所となる公共施設・学校等において、自立的エネルギーとして活用できるシステムの導入を推進
- ・道路の拡幅整備やバリアフリー等による避難路の確保、緑地等の整備による避難地の確保や延焼防止機能の強化など都市防災機能の強化を推進

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	快適で心地よい生活環境を維持するため、ごみやたばこのポイ捨て、犬のふん害防止等、まちの美化に関する市民の意識の向上を図ります。	環境課 消防防災課 道路河川課 都市計画課 都市整備課 下水道施設課
②	廃棄物の不法投棄に対し、県や警察と協力して対応します。	
③	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。	
④	建築や建設などの行為、開発行為等にあたっては、景観や環境に配慮するよう指導を行います。	
⑤	地域の特色を活かした良好なまちなみを形成するため、地区計画の活用を検討します。	
⑥	空家、空き地について、所有者等へ適切な管理、必要な措置をとるよう要請等を行います。	
⑦	国や埼玉県、流域自治体と連携し、堤防強化対策などの治水事業を推進します。(再掲)	
⑧	下水道施設・貯留施設の整備、雨水貯留施設の設置促進、排水施設の整備や適切な管理の推進など、水害予防対策を推進します。(再掲)	
⑨	災害発生時における各種ライフラインや交通網の強靭性を確保するため、関係機関等に依頼し、連携を図ります。(再掲)	

環境目標達成のために市民が行うこと

- 1 ごみやタバコのポイ捨てはせず、ペットのふんは必ず持ち帰ります。
- 2 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄はせず、適正に処理します。
- 3 地域の美化運動に積極的に協力します。
- 4 エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎みます。
- 5 建築物を新築・改修する際は、周辺の景観に配慮します。

環境目標達成のために事業者が行うこと

- 1 法令や条例などに基づく規制・基準を遵守し、環境コミュニケーションを推進します。
- 2 法律に基づき廃棄物を適正に処理します。
- 3 事業所や周辺の清掃・美化に努めます。
- 4 地域の美化運動に積極的に協力します
- 5 建築物を新築・改修する際は、周辺の景観に配慮します。

環境目標 5

みんなで取り組む環境づくりのまち

現状と課題

環境意識の醸成

本市では、市民、市民活動団体による自然環境の保全活動や省エネの推進活動、美化活動が数多く実施されています。

引き続き、このような取組を積極的に支援し広めていくとともに、市民・事業者のさらなる環境意識の向上を図り、自主的な行動につなげていく必要があります。

特に、未来を担う子どもたちへの環境教育の充実や地域ぐるみでの環境保全活動の活性化を図ることが必要です。

人材育成の強化

本市では、様々な活動団体による環境保全活動が展開されていますが、活動団体によっては参加者の高齢化、活動の後継者の確保などの問題を抱えています。

そのため、様々な主体が参加できる環境学習講座の充実などを図り、環境に配慮した行動をとることができる環境ボランティアや環境保全活動の推進役の育成が求められています。

環境保全活動の拡大

社会環境が急激に変化しているなか、地域における環境の課題も複雑多様化してきています。このような多様な地域の環境課題に対応するためには、今まで以上に市民・事業者の持つ能力や地域が持っている活力を生かしていくことが求められています。

そのため、市民・事業者の自主性や主体性を尊重しながら、互いの特性を生かして連携・協力する環境保全活動の推進が必要となっています。

環境関連情報の受発信の改善

環境意識の醸成や環境保全活動の拡大に向けては、正しい情報を適切なタイミングと伝達手段を持って広く発信していく必要があるほか、市民や事業者の環境活動の実践例や取組効果などを広く紹介し、活動情報を共有することも必要です。

そのため、より多くの市民や事業者の興味をひきつける情報発信の工夫や、環境活動に参加したくなるようなコンテンツの企画・実施を行っていく必要があります。

施策展開の方針

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのためには、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていくほか、若い世代との意見交換や協働作業を行いながら、環境学習講座や環境イベントの参加を促進します。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 令和3（2021）年度	目標値 令和14（2032）年度
環境学習講座の延べ参加者数	79人	160人

2032（令和14）年の将来イメージ

家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について正しい知識を学び、その解決に向けて積極的に行動できる市民や事業者が増え、持続可能な消費行動が生活習慣となって定着しています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、市民・事業者・行政の協働による環境保全活動が積極的に行われています。

環境問題について気軽に学べる機会が増えたことで、多種多様な取組みが実践されており、環境活動の重要性や楽しさを伝える情報の受発信も盛んに行われています。

子ども自然観察会（埼玉県自然学習センター）



樹木観察会（久喜市鷲宮地区内）



高校生ワークショップ

2022（令和4）年7月に、久喜高等学校、久喜北陽高等学校、久喜工業高等学校、鷺宮高等学校、栗橋北彩高等学校に協力を頂き、久喜市の環境や環境活動の改善アイデアなどの意見交換を行うWEBミーティングシステムを活用したオンラインワークショップを開催しました。

18名の高校生に参加を頂き、「久喜市の環境の良いところ・悪いところ」、「環境活動の輪を広げるための工夫、アイデア」について、3グループに分かれ、若い世代の視点から普段の生活の中で感じていること、実践していることなどを自由に意見交換しました。

特に環境情報の発信方法については、SNSを活用した容易に実行可能な具体的なアイデアを頂いたり、これまで環境の講座やイベントに参加したことがない市民の興味を引きつける面白いアイデアを頂きました。

頂いたご意見は、各環境目標への反映を行ったほか、今後、市からの情報発信の方法の改善や各種の講座・イベント開催・運営の参考にさせていただきます。



●「久喜市の環境の良いところ・悪いところ」の主な意見

- ・地球温暖化の影響により生物季節がずれていることを実感している。
- ・一人ひとりの省エネ行動が大切だと思う。意識を変えて、できることから始めるべき。
- ・地面が涼しくなるようなスプリンクラーの設置や地域の人たちや中高生での水まき（打ち水）などで、地面の温度を下げるできないか。
- ・青毛堀川の土手に缶などが捨てられていて、ポイ捨てが目立つ。
- ・ポイ捨てをしない人を増やすために、『本当に捨てていいんですか』など貼り紙などで啓発してはどうか。
- ・自販機が多くて、自販機脇のごみ箱もパンパンになっているのでマイボトルの習慣が普及すればと思う。
- ・通学するときに桜を見ることができ、季節の花が感じられるのがよい。
- ・自然は豊かな印象を受けるが、公園や広場が少ないと思う。

●「環境情報の発信方法の工夫」についての主な意見

- ・環境について特段の興味があるわけでもないので、自分からは情報を拾いにいかない。情報を受け取ってもらうのを待っているのではなく、市から直接呼びかけに行くことも重要である。
- ・高校生はInstagramが情報を見る中心。SNSでアピールできるといいと思う。小学校にパンフレットを配布するなど、小学生は保護者に伝わるようにPRできるとよい。
- ・久喜市のイベントの内容なども今日聞いて初めて知った。Twitter、HPなど自分では検索してみないので、Instagramなどでお薦めに流れてくるといいと思う。
- ・動画にまとめて配信すると思う。文字だと読み飛ばしてしまうので、楽しそうな姿を見せたり、面白い要素があるとよい。
- ・動画の場合は、サムネイルは重要。そこで第一印象が決まる。ハッシュタグも重要。

●「環境イベントのアイデア」についての主な意見

- ・楽しそうじゃないと参加しない。キャンドルづくりなど、お祭りのなものも交えていかないと若い人は行かない。
- ・見るだけでなく、参加型体験型などがいいと思う。育てていけるイベントなど、継続できるものがあると思う。ものをつくるワークショップ的なものも入れてはどうか。
- ・自然について問題をつくって家族で問題を解くイベント。なぞときクイズのような。クイズに答えられたら何かもらえると思う。
- ・お孫さんと参加したらインセンティブ（ジュースなど）を与えるなどの工夫があっても良い。

環境目標達成のために市が行うこと

個別目標（11） 環境教育・環境学習の推進

29) 学校における環境教育の充実

- ・次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、学習用端末などの ICT を活用しながら、身近な環境問題や SDGs、気候変動問題などに関する教育の取組を推進
- ・環境教育に関して、専門家のほか、民間の環境活動団体や事業者、埼玉県環境アドバイザーなどの地域の人材を積極的に活用

30) 地域における環境学習機会の拡充

- ・環境学習講座等により、地域で活躍する環境活動・環境教育の担い手を育成するとともに、環境ボランティアが活躍する場や機会を創出
- ・幅広い世代の興味を引き付ける環境学習の企画の立案や、ICT を活用した情報発信や気軽に環境活動に参加しやすくなる工夫を実施

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	次世代を担う小中学生を対象に、SDGsや気候変動をめぐる問題の意識付けを行います。	環境課 指導課
②	身近な環境問題を取り上げた学習教材を各学校で活用します。	
③	環境教育に関して、専門家のほか、民間の環境活動団体や事業者、埼玉県環境アドバイザーなどの地域の人材を積極的に活用します。	
④	市民・事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。	
⑤	市民・事業者の環境学習の拠点となる場所の拡大・充実を図ります。	
⑥	環境学習活動に講師の派遣等の支援を行うよう努めます。	
⑦	省エネルギーに関するセミナーを通じて省エネルギー意識の向上に努めます。	

個別目標（12） 環境に配慮した行動の実践

31) 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換

- ・市民・事業者に対する適切な環境関連情報を提供
- ・市民・事業者の環境に配慮した自主的な活動を支援

32) 環境活動情報の共有

- ・メディアや SNS を含めたさまざまな媒体や ICT の活用により、効果的な環境活動の情報を発信
- ・市民や事業者等の各主体が持つ情報や知識・経験などが共有できる、双方向の情報受発信を積極的に展開できる仕組みづくりを推進

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	電気・ガスの節約や利用の効率化、地産地消の推進など、市民や事業者のエコライフ活動や省エネルギー行動の普及を促進します。	環境課 資源循環推進課 久喜宮代衛生組合
②	ごみの減量化や再資源化を推進するため、広報紙や市ホームページなどで、5Rの推進、環境に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて普及・啓発活動を推進します。	
②	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。(再掲)	
④	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。	
⑤	環境問題に係る情報の収集・提供を行います。	
⑥	市民・事業者が行う環境保全活動について周知を行います。	
⑦	環境問題に係る効果的な情報の受発信の方法について検討を図ります。	

個別目標（13） 協働による環境活動の推進

33) 環境ボランティアの育成

- ・環境学習講座等の開催を通じて、学校や地域での環境体験学習で助言・指導ができる環境ボランティアを育成

34) 環境に配慮した活動への支援

- ・市民や事業者が自主的に行う環境活動を支援
- ・経済活動と環境配慮の両立をめざす中小企業の取組を支援

35) 協働による環境活動、イベントの充実

- ・市内の環境団体やボランティア、学校、企業等と連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの次世代の人材育成を図ります。	環境課 公園緑地課
②	市民・事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。	
③	環境保全に貢献している市民団体を支援します。	
④	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。	
⑤	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	

環境目標達成のために市民が行うこと

- 1 地域で行われる環境に関する活動やイベントに積極的に参加します。
- 2 環境に関する講座に積極的に参加します。
- 3 書籍やホームページなどを活用して、自主的に環境学習に取り組めます。
- 4 環境学習で得たことを、日常生活における環境配慮行動に活かします。
- 5 自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境保全活動に貢献します。

環境目標達成のために事業者が行うこと

- 1 地域で行われる環境に関する活動やイベントに積極的に協力します。
- 2 自主的な環境保全活動に関する情報発信や体験型環境学習プログラムの提供など、環境コミュニケーションを推進します。
- 3 環境に配慮した事業活動に関する研修や勉強会等を開催し、従業員の環境意識向上を図ります。
- 4 研修や勉強会等で得た知識や技術を、環境に配慮した商品開発やサービスの提供につなげます。
- 5 事業者同士で活動のノウハウを共有するなどして、地域のネットワークづくりにつなげます。